

ストレスチェックサービス



- ◆ 平成27年12月から、安全衛生法の一部改正により50人以上の従業員がいる企業には、ストレスチェックが義務づけられました！

☑ 企業は何をしなければならないの？

- ✓ H28年11月末までに従業員にストレスチェックを実施（年1回）
- ✓ 高ストレス者と判定された者が希望した場合、医師面接の実施調整
 - * 企業は、対象者に医師面接を受けさせる義務が生じます！
- ✓ 医師面接を実施した者に対する、就業上の措置等指導内容を医師から意見聴取
 - * 企業は、医師の指導内容をもとに就業上の措置を講じる必要があります！
- ✓ 労働基準監督署へストレスチェック実施状況の報告



ご安心ください！



どこに相談すればいいのかなあ？

江別すずらん病院では、ストレスチェックの実施・結果判定から、高ストレス者の医師面接まで、ワンストップでサービス提供が可能です！

【使用書式】 厚生労働省推奨

「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」

【実施方法】 紙媒体・一括郵送／回収形式

【料金】 ※医師面接は当院にてストレスチェック受検を行う場合に受け入れを行っています

- ストレスチェック実施 : 1,000円／1名（税別）
（個人プロフィールシート発行・高ストレス者判定含む）
- 高ストレス者 医師面接 : 20,000円／1名（税別）
（精神保健面接・医師意見書発行含む）

【ストレスチェック実施者の紹介】

- ▶ 精神保健福祉士：沢田 竜也・精神保健福祉士：吉久 夢子
- ▶ 精神保健福祉士/産業カウンセラー：山口 愛
- ▶ 精神科医 清水 敏幸
- ▶ 産業メンタルヘルス専門家チームが対応いたします！

ストレスチェック受付、実施方法、配布・回収・判定後の医師面接調整など、会社担当者様と連携しサポートいたします。担当者までお気軽にお問合せください！

お問い合わせ：011-384-2100 担当：沢田・吉久